

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当をご存知ですか

### 児童扶養手当

離婚などの理由により、ひとり親として児童（18歳に到達する年度末まで）を養育している父もしくは母、または父母のいない児童を養育している方に対し支給される手当です。

<b>【対象となる児童】</b> 1、父母が婚姻を解消した児童 2、父または母が死亡した児童 3、父または母が一定の障害の状態にある児童 など	<b>【これらの場合は受給できません】</b> ●父または母、もしくは児童が日本国内に住所がないとき ●児童福祉施設等に入所しているときまたは里親に委託されているとき ●受給資格者が公的年金を受給し、かつ手当額を上回っているとき
---	---

### 【手当月額】

区分	基本額
全部支給	43,160円
一部支給	43,150～10,180円
児童が2人	10,190円加算（一部支給10,180～5,100円加算）
児童が3人以上	6,110円加算（一部支給6,100～3,060円加算）

※受給資格者、その配偶者または生計同一の扶養義務者（祖父母・子・兄弟等）の前年の所得が制限額を超える場合は、その年の8月から翌年の7月までの手当の一部または全部が支給されません。

### 特別児童扶養手当

身体または精神に障害のある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

手当を受けられる人は、児童を監護する父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している人です。

### 【手当月額】

※受給資格者、その配偶者または生計同一の扶養義務者（祖父母・子・兄弟等）の前年の所得が制限額を超える場合は、その年の8月から翌年の7月までの手当が支給されません。

区分	1級	2級
月額	52,500円	34,970円

※令和3年4月～

<b>【手当を受ける資格がなくなった場合はすぐに届け出を】</b> ～児童扶養手当～ ●婚姻した時（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるとき）。 ●児童を養育しなくなったとき。 ●対象となる児童が児童福祉施設等に入所したときなど ～特別児童扶養手当～ ●対象となる児童が児童福祉施設等に入所したとき。 ●対象となる児童の障害が政令で定める程度でなくなったとき。 ●対象となる児童が自分の障害を支給事由とする年金（障害基礎年金、障害厚生年金など）を受けようになったときなど。
--

<b>【申請について】</b> 該当となる方は役場福祉保健課子育て支援係で手続きをお願いします。受給理由等により、必要な提出書類が違いますので、詳しくはお問合せください。
--

【問合せ先】福祉保健課子育て支援係（76-4608）

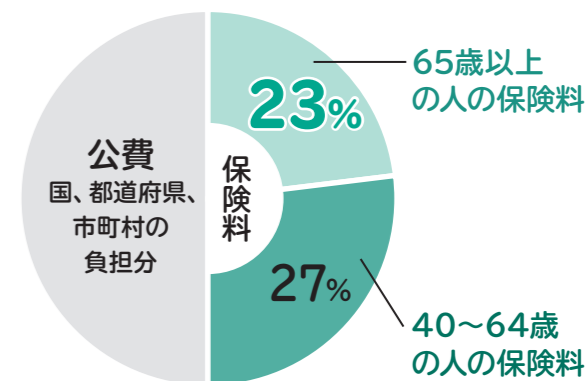
## 65歳以上の皆さんへ

## 令和3年度 介護保険料のお知らせ

介護保険料は、3年ごとに策定される各自治体の「介護保険事業計画」に基づき、高齢者の人数や要支援・要介護認定者数、介護サービスの利用状況等を見込んで算定しています。

八峰町では令和3年度から令和5年度における第8期介護保険事業計画を策定し、保険料の基準額を前回から据え置いて81,600円にすることに決定しました。

介護保険の財源内訳



### 保険料は9段階

介護保険料は、本人の所得や住民税の課税状況、世帯の住民税課税状況によって9段階に分かれます。

7月中旬頃、今年度の介護保険料額決定通知書を発送する予定ですので内容のご確認をお願いします。

所得段階	世帯住民税課税・非課税区分	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者または本人の年金収入等が80万円以下	基準額×0.3※	24,480
第2段階	非課税	本人の年金収入等が80万円超～120万円以下	基準額×0.5※	40,800
第3段階	非課税	本人の年金収入等が120万円超	基準額×0.7※	57,120
第4段階	課税	本人住民税非課税者 本人の年金収入等が80万円以下	基準額×0.9	73,440
第5段階	課税	本人住民税非課税者かつ 本人の年金収入等が80万円超	基準額	81,600
第6段階	課税	本人住民税課税者かつ 本人の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	97,920
第7段階	課税	本人住民税課税者かつ 本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.3	106,080
第8段階	課税	本人住民税課税者かつ 本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.5	122,400
第9段階	課税	本人住民税課税者かつ 本人の合計所得金額が320万円以上	基準額×1.7	138,720

※保険料軽減強化により、第1～3段階の保険料率が低くなっています。

■問合せ先 福祉保健課 保険年金福祉係 TEL 76-4608